

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	人権教育推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
----------	----------	------	----------------

概要	「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</li> <li>・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：100%</li> <li>・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 小・中・高：70%（小：56.5% 中：45.0% 高：52.6%）</li> </ul>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者、高齢者、女性などの人権課題についての児童生徒の理解は一定進んでいるが、同和問題やハンセン病元患者等や新たな人権課題についての理解は不十分であり、地域や社会をよくするための行動を考えることにつながっておらず、人権学習の取組が十分に浸透していない学校がある。</li> <li>○いじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校がある。</li> </ul>
------------	--

	令和2年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●組織的・計画的な人権教育の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村教育長会、校長会を訪問し、校内研修と授業研究の実施についての要請（～7月）</li> <li>・実施率 小:58.4%、中:59.8%、高:44.9%（7月末現在）</li> <li>◆人権教育主任連絡協議会・研修会（5月研修中止、10月オンデマンド研修）</li> <li>・PDCA サイクルシートを用いた学校における人権教育の取組例や、個別の人権課題についてのオンデマンド研修を実施</li> <li>◆人権学習学校支援事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請（～5月）</li> <li>・研修への講師派遣（小17、中10、高6、特4、中学校区研修会3、市町村研究会1計41件実施【12月末現在】）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校に対して、個別の人権課題についての校内研修と授業研究の実施について、周知を図った。 →実施した人権課題について確認するとともに、未実施の学校や市町村に再度周知していく。</li> <li>■感染症拡大防止のため、研修方法の変更や内容の精選を行い、人権教育主任のスキルアップを図った。 →研修受講後の参加者の振り返りや、各校の実践概要等により、PDCA サイクルを用いた人権教育の取組状況について確認するとともに、課題改善のための次年度の研修内容を検討する。</li> <li>■個別の人権課題の校内研修を実施していない学校に対して、働きかけていく必要がある。 →次年度の講師派遣について、地区別等に計画し、年度内に周知する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育研究推進事業（文部科学省・高知県研究指定校事業）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆研究校の指定【R1,2年:3校 R2,3年:2校】</li> <li>・校内研修、授業研究等の支援（5校:計41回【12月末現在】）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各校の研究テーマに沿った人権教育推進委員会や校内研修、授業研究への助言等、研究への支援を行う。 →各校の研究内容の充実を図るとともに、2年次指定校については、研究発表に向けての支援を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育指導資料の改訂と活用【12月末現在】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育指導資料検討会（4,8,10月に3回実施）</li> <li>・就学前教育指導資料検討会（4,6,9月に3回実施）、監修委員会（10,12月に2回実施）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係課、部署が研修等で資料を使用できるよう、連携会議を定期的に行いながら資料作成を進める必要がある。 →関係部署や監修委員の意見を基に加筆修正し、資料を製本・配付する。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援 (2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業名称	スクールカウンセラー等活用事業 スクールソーシャルワーカー活用事業	担当課室	人権教育・児童 生徒課
------	--------------------------------------	------	----------------

概要	児童生徒や保護者等のいじめをはじめとする人間関係の不安や悩みに対して、臨床心理や福祉等に関する専門的な知識・技能を有する人材（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）を学校に配置、または派遣し、教育相談体制を充実させ、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○全ての公立学校にスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下SSW）が配置され、それぞれの専門的な知識や技能が組織的対応に活かされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SCの配置 全ての公立学校及び11市の教育支援センターに配置</li> <li>・SSWの配置 全ての市町村教育委員会及び県立学校に対して、配置又は派遣</li> <li>・校内支援会における専門人材の活用 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%</li> </ul>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○SCやSSWの支援力向上のために、引き続き研修会等を実施する必要がある。</p> <p>○校内支援会において、SCやSSW等の専門人材を十分に活用できていない場合がある。</p>
------------	---

令和2年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<p>○SC及びSSWの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SCを全ての公立学校及び11市の教育支援センターに配置し、心理面の支援体制の充実を図る。</li> <li>・SSWを全ての市町村教育委員会及び県立学校に配置又は派遣体制を整え、福祉面の支援体制の充実を図る。</li> </ul>	<p>■SC、SSWとも計画通りに配置が完了しており、相談支援体制の充実が図られている。</p> <p>→相談支援に係るニーズに対して、各校への配置時間が少なく、十分な支援ができていない学校がある。</p>
<p>○研修会やスーパーバイズの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SC等研修講座の実施（年4開催予定） 外部講師による専門講座や事例検討会</li> <li>・SSW連絡協議会・初任者研修 初任者等を対象とした基礎講座の開催</li> <li>・SC、SSWに対するスーパーバイズ</li> </ul>	<p>■新型コロナウイルス感染症対策のため、SC等研修講座のうち2回が中止、その他の研修会も内容や時間を削減して実施するなど、例年に比べて十分な研修となっていない。</p> <p>→実施方法の再検討など、次年度に向けて研修体制の見直しをする。</p>
<p>○SCやSSWの活用促進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長や校長に対して、校内支援会における専門人材の活用状況の実態の説明及び活用促進の取組について周知を図る。</li> </ul>	<p>■相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会が中止になったため、SCやSSWの専門性の理解に関する取組があまり進まなかった。</p> <p>→校内研修用資料として、SCやSSWの活用事例を紹介するなど、別の方法を用いて理解の促進を図る</p>

いじめ防止 基本方針	6) 県民のいじめの問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業名称	いじめ防止対策等総合推進事業	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
------	----------------	------	----------------

概要	「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施していくことの充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。</p> <p>・学校が「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合：教職員 100%、保護者・地域 80%以上</p> <p>・「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合： 小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100% (R2.2月 小 98.9% 中 99.0% 高 98.0% 特支 85.7%)</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○いじめ防止等の取組において、学校の取組は定着してきたが、保護者や地域と連携した取組は十分とは言えない。</p> <p>○今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や、子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。</p>
------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●『高知家』いじめ予防等プログラム』の活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆『高知家』いじめ予防等プログラム』を活用した取組を実践【R2～】</li> <li>・市町村教育長会、校長会を訪問し、プログラムの活用について依頼(～7月)</li> <li>◆プログラムの活用に向けたリーフレットの作成・配布</li> <li>・プログラム本編及び概要版リーフレットを国公立の各学校に配布(3月)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校に対して『高知家』いじめ予防等プログラム』の活用について、周知を図ることができた。 →保護者や地域に向けた周知も、PTA 研修等の機会に今後実施していく。</li> <li>■ 全ての学校に対し、教員数分のプログラムを配布することができた。 →引き続き、新規採用教員に対してプログラムの配布を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●校内研修の充実への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆生徒指導上の諸課題に対応した研修内容を掲載したDVDを作成・配付・活用</li> <li>・全小中高・特別支援学校に配布、活用について依頼(6月)</li> <li>◆校内研修担当者への支援</li> <li>・研修会を開催し、人権教育主任や生徒指導主事、不登校担当教員らが研修を実施できるよう支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 研修 DVD を活用し、学校におけるいじめ、児童虐待、不登校、ネット問題、人権課題に関する校内研修が充実している。 →活用状況について把握し、活用が不十分なところについては再度依頼し徹底を図る。</li> <li>■ 人権教育主任や生徒指導主事、不登校担当教員が主体となり研修を実施することができるようになっている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●スクールロイヤー活用事業【R2～】           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校における法的相談への対応</li> <li>◆法令に基づく対応の徹底</li> <li>◆校内研修の講師派遣・校内支援会等への参加</li> <li>・学校からの要請に応じてスクールロイヤーを学校等に派遣</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ スクールロイヤーが学校に対して法的側面から助言を行い、学校は対応力の向上につなげている。(1月12日現在 相談10件、研修6件、授業5件) →スクールロイヤー活用事業における対応事例の蓄積と、活用事例を学校に周知していく必要がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめ問題対策連絡協議会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめ問題対策連絡協議会</li> <li>・新型コロナウイルスの感染による誹謗中傷の防止等について協議(7月)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ いじめ問題対策連絡協議会の開催により、新型コロナウイルス感染症による誹謗中傷対策について検討することができた。 →各関係機関・団体とのさらなる連携によるいじめ防止等のための取組につなげる必要がある。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業名称	生徒指導主事（担当者）会	担当課室	人権教育・ 児童生徒課
------	--------------	------	----------------

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有し、組織的な取組が機能している。</p> <p>①児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合：小中高 100%</p> <p>②問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 40%以上（R2.2月：小学校：26.5%、中学校：28.3%、高等学校：19.6%）</p> <p>③生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小中高 35%以上 （R2.2月：小学校：12.9%、中学校：18.9%、高等学校：11.8%）</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○生徒指導上の課題や兆候が見られ始めた初期段階の情報共有や初期対応が、十分に組織的に行われていない学校がある。</p> <p>○特に高等学校の生徒指導主事において、開発的な生徒指導の理解や実践が十分でない状況がある。</p> <p>○校種間で児童生徒の情報の引き継ぎは実施されているが、個別支援の必要な児童生徒に対する効果的な支援方法等が十分に引き継がれていない学校がある。</p>
------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<p>●組織的な生徒指導の推進</p> <p>◆生徒指導主事会・担当者会（5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導主事会・担当者会を全校種とも中止し、安心安全な学校づくりについて実践と報告を依頼</li> <li>・③PDCA サイクルに基づく検証・改善（7月調査） （小：21.6%、中：29.0%、高：26.5%）</li> </ul>	<p>■学校再開後の安定化を図るために、安心安全な学校づくりに向けた取組が、県内各校で意識的に実施された。</p> <p>→報告内容を分析し、次年度研修で課題等を提起することで取組の充実を図る。</p>
<p>●校種間で連携した生徒指導の推進</p> <p>◆地区別生徒指導主事会（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別での集合研修の形態を変更し、オンデマンド研修を実施</li> </ul>	<p>■校種間での情報共有や協議の機会をもてなかったため、小中高が連携した取組の強化を図ることができなかった。</p> <p>→次年度の生徒指導主事会（担当者会）等で、協議等の機会を計画する。</p>
<p>●不登校に対する対応・支援の強化</p> <p>◆校種別、地区別ともに上記の通り変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド研修で、校種ごとに不登校に対する取組の周知徹底を図るとともに、2学期後半以降の各校の初期対応の充実を依頼</li> <li>・②早期発見・早期対応（7月調査） （小：44.7%、中：46.3%、高：44.9%）</li> </ul>	<p>■オンデマンド研修や地教委訪問での取組説明等により、組織的に早期の欠席情報を把握する取組が進んだ。</p> <p>→校務支援システムを活用した早期情報の共有や、共有後の不登校担当教員（者）と連携した取組の強化を周知し、より一層の支援体制確立を進める。</p>
<p>●開発的・予防的な生徒指導の取組の充実</p> <p>◆校種別、地区別ともに上記の通り変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド研修と、指定校の公開授業研修会（リモート研修）により、取組の普及啓発を実施</li> <li>・①開発的な生徒指導（7月調査） （小：100%、中：99.8%、高：98%）</li> </ul>	<p>■開発的・予防的な生徒指導の必要性に対する意識の高まりは見られるが、児童生徒の主体的な活動の実施については、教師主導の部分が多く課題が見られる。</p> <p>→次年度は、集合研修とリモートでの研修を効果的に実施し、モデルとなる効果的な取組の普及啓発を図る。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組みへの支援	

事業 名称	ソーシャルスキルアップ事業	担当課室	高等学校課
----------	---------------	------	-------

概要	<p>社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動やコミュニケーション能力の向上のための学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細かな組織的な指導の充実を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力など、社会で必要な社会性の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○対人関係を構築するための力やコミュニケーション能力の育成に向けた、組織的・体系的な取組が十分でない。</p>
------------	--

	令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
実施 内容	<p>●仲間作り合宿及び体験活動の実施 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした「仲間づくり合宿」を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で30校中2校しか実施できなかった。</p>	<p>■新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から宿泊を中止し、校内でのガイダンスに切り替えた学校が多かった。コロナ禍においても、生徒が学校生活を円滑に送り、より充実したものとなるよう、入学早期に人間関係を構築する機会を設ける必要がある。 →学校生活での躓きを防止するためにも次年度実施できるよう、実施方法や内容等工夫・改善をする。</p>
	<p>●学習記録ノート(キャリアノート)の活用 ◆28校30課程において活用している。</p>	<p>■学習記録ノートの有効活用により、教員と生徒が常時関わりをもち、双方向でやりとりを行うことで生徒理解が促進されている。 →今後も活用を継続し、生徒の情報収集や看取り、コミュニケーション能力等の向上を目指す。</p>
	<p>●各学校において、学校経営計画(補助シート)を作成し、取組の成果や課題等について進捗管理を行っている。 ◆10月に各学校から、生徒理解・生徒支援の取組や実施状況についての中間評価を提出。</p>	<p>■生徒理解・生徒支援の実施状況や取組についての中間評価は、全学校の85.7%がA B評価である。 →今後も継続した取組や改善を図り、生徒理解・生徒支援に努める。</p>
	<p>●全校において校内支援会の開催 支援会において、生徒理解促進のため、定期的(月1程度)な情報共有を図っている。</p>	<p>■各学校において、校内生徒支援委員会を定期的に開催するとともに、生徒支援委員会を中心として生徒支援体制が充実しつつある。 →今後も定期的な生徒支援委員会を開催し、充実を図る。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	道徳教育実践充実プラン	担当課室	小中学校課
----------	-------------	------	-------

概要	学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。また、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、全ての学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。 指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている学校の割合 小学校：3.6以上 (R1 関連項目:3.5) 中学校：3.6以上 (R1 関連項目:3.5)</li> <li>・道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進し、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成が図られている学校の割合 小学校：3.6以上 (R1 関連項目:3.5) 中学校：3.6以上 (R1 関連項目:3.5)</li> </ul> <p>○学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒質問紙調査における道徳性に関する項目の肯定的回答の割合 「いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 100% 中学生 100%</li> <li>「学校の決まり（規則）を守っている」と回答した児童生徒の割合 小学生 95%以上 中学生 98%以上</li> <li>「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合 小学生 85%以上 中学生 75%以上</li> </ul>
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導と評価を一体化させた「考え、議論する道徳」の授業実践がまだ不十分である。</li> <li>○「家庭で取り組む 高知の道徳」を活用して、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実については、地域差がある。</li> </ul>
--------------------	---

	令和2年度 これまでの取組状況	検証 (■) と今後の取組 (→)
実施 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道徳教育推進拠点校事業（指定校：10校） <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開授業（4～8月：中止） （9～11月：9回）</li> <li>*いじめに関する内容項目を扱った授業8回</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■コロナ禍により公開授業の半数が中止となったが、校内での研究は進められてきた。</li> <li>→指定校の実践研究の中で、いじめ未然防止に資する取組については、県教育委員会のHP等で発信していく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道徳教育パワーアップ研究協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月開催を1月に変更 （10月：開催要項発出）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■コロナ禍による影響で協議会が延期になり、新型コロナウイルス感染症による風評被害や、いじめの資料を扱う際の指導のポイントについて、十分な発信ができていない。</li> <li>→1月の協議会において、高知県作成の「いじめ予防等プログラム」の紹介や、いじめに関する具体的な事例を扱った教材を用いた分析演習を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校・家庭・地域ぐるみの道徳教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「家庭で取り組む 高知の道徳」の活用促進を通して、学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育の充実を図る。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■参観日の後の保護者懇談会や講演会等で「家庭で取り組む 高知の道徳」を活用している学校は多いが、家庭や地域での活用に取り組んでいる学校は少ない。</li> <li>→各教育事務所と連携して、家庭や地域での本冊子の活用事例を収集し、指導事務担当者会等で発信することで、地域ぐるみの道徳教育の促進を図り、いじめ未然防止につなげる。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

事業名称	組織力向上推進事業	担当課室	小中学校課
------	-----------	------	-------

概要	メンター制（小・中）及び教科のタテ持ち等の学び合いの仕組み（中）を取り入れ、組織的な人材育成及び授業改善や生徒指導等の体制づくりについての研究を推進することで、日常的な OJT の活性化や生徒指導上の諸問題の未然防止及び初期対応を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○各小中学校において、チームによる人材育成及び授業改善や生徒指導等の取組が充実し、組織的・協働的な学校づくりが推進される。 指標：「チーム学校」7つの視点に基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校種や学校規模に応じた OJT の仕組みを構築し、教員の資質・指導力の向上や授業改善に向けて組織的・協働的に取り組んでいる。</li> </ul> <p>小学校：3.3 以上 (R1 関連項目:3.2) 中学校：3.5 以上 (R1 関連項目:3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発的な生徒指導の推進など、未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図っている。</li> </ul> <p>小学校：3.6 以上 (R1 関連項目:3.5) 中学校：3.6 以上 (R1 関連項目:3.5)</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>○&lt;中学校組織力向上&gt; 教員同士が学び合い高め合う仕組みはできたが、生徒が主体的に問題を解決していく生徒指導の三機能を生かした授業にはまだなりえていない。</p> <p>○&lt;メンター制&gt; 日々の授業や生徒指導、学級経営が個々の教員に任されており、経験の浅い若年教員を学校の中で育てる仕組み作りが十分でない。若年教員の急増に伴い、学級経営力や生徒指導等に関する指導の場を意図的・計画的に設定することが必要である。</p>
------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>【中学校組織力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「ライン機能」「組織的な授業改善」「生徒指導」等に関する指導・助言。「高知家」いじめ予防等プログラムの活用を促す。</li> <li>◆学校支援訪問 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導主事及び学校経営アドバイザーによる訪問指導（4～12月）</li> <li>・組織力向上エキスパートによる訪問指導（10～12月）</li> </ul> </li> <li>◆研修等の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織づくり講座（10～12月）</li> <li>・研究協議会の開催（10月）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「チーム学校」7つの視点に基づく評価（指定校）</li> <li>「OJTの仕組みの構築」中：3.6</li> <li>「組織的に早期発見・早期対応を徹底」中：3.5</li> <li>→学校経営アドバイザーの評価によると、組織的ないじめ未然防止の取組に弱さが見られるため、教科会等や学年会の中に、開発的な生徒指導の視点での話し合いや、いじめの早期発見につながる情報共有なども適宜取り入れ、組織的な対応ができるよう、組織づくり講座や学校支援訪問を通じて指導・助言していく。</li> </ul>
<p>【メンター制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「高知家」いじめ予防等プログラムの活用</li> <li>◆学校支援訪問 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営アドバイザーによる訪問指導（4～12月）</li> </ul> </li> <li>◆研修等の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・より良い支援の在り方を検討する研修コーディネーター、メンター長等を対象にした研修会や配置校同士の協議会等（10月）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「チーム学校」7つの視点に基づく評価（指定校）</li> <li>「OJTの仕組みの構築」小：3.6 中：3.6</li> <li>「組織的に早期発見・早期対応を徹底」小：3.2 中：3.5</li> <li>→小・中ともに OJT の仕組みを構築し、組織的・協働的な取組が推進されている。今後は、特に小学校において、未然防止を目的とした開発的な生徒指導等をメンターチームで共有し、組織的に取り組むことができるように、学校経営アドバイザーによる訪問指導を通じて指導・助言していく。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業名称	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	担当課室	特別支援教育課
------	-------------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身に付けることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目無く実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営計画に校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 小学校、中学校ともに 100% (R1：小学校 97.4%、中学校 97.2%)</li> <li>・通常の学級に個別の教育支援計画の作成が必要な児童生徒が在籍し、1名以上作成済みの学校 小学校、中学校ともに 100% (R1：小学校 74.4%、中学校 60.4%)</li> </ul>
------------------	---

目標達成に向けた課題	○校内支援体制について、「教職員の理解推進と専門性の向上」や「保護者と連携した取組」に課題を感じている学校が多い。					
	・「校内支援体制」自己診断入力シートによる「要素ごとの平均得点」(最大 4pt)					
		校内体制づくり	教職員の理解推進と専門性の向上	子どもへの支援	校内支援会の確立	保護者との連携
小学校	3.6	3.1	3.4	3.5	3.1	3.4
中学校	3.5	2.9	3.3	3.3	2.9	3.1

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育地域コーディネーター※、外部専門家による訪問支援の実施 ※各教育事務所に配置する特別支援教育担当指導主事</li> <li>◆特別支援教育地域コーディネーターによる訪問支援 ・248件(12月末現在)</li> <li>◆医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援 ・59件(12月末現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について、市町村教育委員会や各学校と連携しながら、ニーズに応じた支援を実施することができている。 →調査結果を踏まえ支援が必要な学校や地域を焦点化しつつ、引き続き訪問支援を実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●通級による指導担当者間のネットワーク構築及び専門性向上のための会議の開催</li> <li>◆通級による指導担当者連絡協議会</li> <li>・オンデマンド配信による情報伝達(5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オンデマンド配信による情報伝達しかできておらず、担当者間の実践や情報を共有する機会が必要である。 →2月の協議会において、動画で授業場面を共有する他、対面による協議(情報共有)が難しい場合には遠隔通信システムを活用した協議を取り入れる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての学校の知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任対象の研修会の実施</li> <li>◆特別支援学校教育課程研究集会(知的障害部会)及び自閉症・情緒障害特別支援学級実践研究集会</li> <li>・オンデマンド配信形式で実施。(知的135名、自情178名が受講)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染症の影響で集合研修が難しい状況だったが、オンデマンド配信への変更により、当初想定していた対象教員すべてが研修を受講できた。 →オンデマンド配信による研修効果等の分析を行い、来年度以降の研修内容等に反映する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●校長会等における周知</li> <li>◆地区別校長会</li> <li>・実施中止に伴い資料を各学校に送付(4月)</li> <li>◆特別支援連携協議会</li> <li>・関係者からの情報収集、資料発送の形式で代替実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集合しての会の実施が制限される中で、資料配付だけでなく周知徹底を後押しするための手段が必要である。 →資料送付とあわせて説明動画の配信をする等、間接的な周知徹底の働きかけを検討、実施する。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ウ 教職員の資質能力の向上

事業名称	高校学校における特別支援教育の推進	担当課室	特別支援教育課
------	-------------------	------	---------

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保証と社会参加に必要な力を確実に身に付けることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を活かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営計画に校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校 100% (R1 : 70.6%)</li> <li>・個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍し、1名以上作成済みの学校 100% (R1 : 61.5%)</li> </ul>
------------------	---

目標達成に向けた課題	○校内支援会の実施を含む「校内体制づくり」は一定進んでいるが、「教職員の理解推進と専門性の向上」や「保護者等との連携」「関係機関との連携」に課題を感じている学校が多い。					
	・「校内支援体制」自己診断入力シートによる「要素ごとの平均得点」(最大 4pt)					
	校内体制づくり	教職員の理解推進と専門性の向上	子どもへの支援	校内支援会の確立	保護者との連携	関係機関との連携
	3.4	2.6	3.0	3.2	2.5	2.7

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●通級による指導担当者間ネットワークの構築及び充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆遠隔教育システムを活用した「高等学校における通級による指導研究協議会」</li> <li>・県主催の会と、センター校主導による会等とあわせて7回実施(12月末)</li> <li>・センター校による公開校内研修の実施(11月)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■システムを活用することにより、通級による指導実施校間の情報共有の機会が確実に増えている。(R1は年間通じて集合3回のみ)</li> <li>→今後も情報共有の機会を設けるとともに、合同の研修会や授業研究を実施するなど幅広く活用を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職大学院と連携した通級による指導に関する研究推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆遠隔教育システムによる教職大学院との事例研究</li> <li>・8月3日より開始し、2校が合計7回活用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特にセンター校において、教職大学院教授を招聘し、通級による指導実施予定の生徒に関する課題分析等を行うなど、連携した取組が進みつつある。</li> <li>→センター校以外の学校にも活用が広がるよう、働きかけを行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高等学校における通級による指導実践事例の蓄積 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆実践センター校の指定(高知北高等学校)</li> <li>◆指導主事等による通級による指導実施場面の観察、指導・助言(遠隔教育システムの活用含む)</li> <li>・城山高等学校、大方高等学校へ訪問による指導・助言を実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■指導開始に向けた準備等、センター校と県教育委員会とが連携し、取組を進めることができている。</li> <li>→継続して指導場面の観察、指導・助言の機会等を設け、実践研究に関して連携した取組を進める。</li> <li>■訪問を行うことにより通級による指導に関してだけでなく、学校全体の特別支援教育に関する取組状況を確認、指導・助言を行うことができている。</li> <li>→中芸高校にも訪問の機会をつくり、学校全体の取組に関して確認、指導・助言の機会を設ける。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高等学校の特別支援教育学校コーディネーターに対する研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高等学校生徒支援コーディネーター研修会</li> <li>・オンデマンド配信で実施。(44名の受講)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■オンデマンド配信にしたことで、配信動画を校内研修として教員全体で視聴した学校もあるなどの成果も見られたが、動画配信だけでなく実践共有も行いたいという意見も聞かれた。</li> <li>→オンデマンド配信の活用も視野に、来年度以降のより効果的な研修の在り方について検討を進める。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援啓発事業	担当課室	幼保支援課
----------	-----------	------	-------

概要	<p>保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各園における親育ち支援担当者の配置率 100%</li> <li>・親育ち支援研修計画の作成率 100%</li> </ul>
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	<p>○日常的・継続的に親育ち支援を行うためには、正規職員だけでなく臨時職員も含めてスキルアップを図る必要があるが、研修の機会が十分保障されていない。</p> <p>○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。</p>
--------------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育者研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆園内研修支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親育ち支援アドバイザー等派遣：46回</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、園内研修支援が計画どおり進んでいない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→感染拡大防止に留意しながら、園内研修支援を行い、親育ち支援研修計画の作成率が100%となるよう助言等する。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親育ち支援アドバイザー等派遣：47回</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者研修支援が計画どおり進んでいない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→感染拡大防止に留意しながら、研修支援を行い、親育ち支援研修計画の作成率を100%とするとともに、研修内容が充実するよう助言等する。</li> </ul> </li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	① いじめの防止
		ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進

事業 名称	親育ち支援保育者スキルアップ事業	担当課室	幼保支援課
----------	------------------	------	-------

概要	親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域内で学べる仕組みづくりを支援する。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>○保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各園における親育ち支援担当者の配置率 100% (R1 : 76.8%)</li> <li>・親育ち支援研修計画の作成率 100% (R1 : 53.9%)</li> </ul>
------------------	--

目標達成 に向けた 課題	<p>○各園における組織体制が十分でないため、研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が実施されていない園がある。</p> <p>○親育ち支援地域交流会やそれぞれの地域の親育ち支援が充実するためには、地域リーダーや親育ち支援担当者の学びや情報共有の場が必要。</p>
--------------------	---

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>●親育ち支援講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西部地区7月開催：43名参加</li> <li>・東部地区9月開催：33名参加</li> <li>・中部地区10月開催：182名参加</li> </ul> <p>◆各園の親育ち支援の取組状況調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月、12月実施</li> </ul>	<p>■親育ち支援担当者や地域リーダーの親育ち支援のスキルアップにつながった。</p> <p>→次年度以降も研修を実施し、親育ち支援担当者や地域リーダーの親育ち支援のスキルアップにつなげる。</p>
<p>●親育ち支援地域別交流会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6地域：6回延べ162名参加</li> </ul>	<p>■親育ち支援担当者等の親育ち支援力の向上を図るための交流会を6地域で実施した。連絡会で交流会の充実に向けて準備を十分行ったことから参加者にとって学びの多い交流会となった。</p> <p>→次年度以降も地域別交流会を実施し、地域の実態に応じた親育ち支援力の向上を図る。</p>
<p>●親育ち支援地域別連絡会の実施</p> <p>◆親育ち支援地域別連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6地域：20回</li> </ul>	<p>■今年度の取組の方向性と地域別交流会に向けた進め方の確認ができた。</p> <p>→定期的に連絡会を実施し、地域の親育ち支援の充実につながるような交流会となるよう支援する。</p>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ の取組の推進	
事業 名称	保幼小連携・接続推進支援事業	担当課室	幼保支援課
概要	「高知県保幼小接続期実践プラン」を基に各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実施・改善されるよう支援する。あわせて、モデル地域における取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。		
到達 目標 めざす姿	<p>○接続期カリキュラムを作成・実施することにより、子どもたちを健やかに育てていくための就学前教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <p>・保幼小の連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100%</p> <p>・保幼小の子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100%</p>		
目標達成 に向けた 課題	<p>○小学校への引継ぎを意識した、幼児の主体的な生活や遊びを大事にした保育実践が十分でない保育所・幼稚園等が見られる。</p> <p>○子どもの交流会や教職員の連絡会は実施されているが、ねらい（目標）を明確にした交流計画等が作成されていないことがある。</p>		
令和2年度 これまでの取組状況		検証（■）と今後の取組（→）	
<p>●モデル地域への支援と取組成果の普及</p> <p>◆スタートカリキュラム授業研究会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5～6月に縮小・変更して実施（4月実施を変更）（田野町、越知町、黒潮町）</li> <li>・保幼小連携アドバイザー等による支援：13回</li> </ul>		<p>■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、スタートカリキュラム授業研究会が計画どおり実施できず県全域への普及が十分できていない。</p> <p>→感染拡大防止に留意しながら、さらなる取組に向けた支援を行い、モデルとなる実践を県全域に普及する。</p> <p>→R3.2月保幼小接続シンポジウムを開催 全市町村から保育者・教員等参加予定</p>	
<p>●各地域・校区への支援の強化</p> <p>◆合同研修会等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保幼小連携アドバイザー等による支援：2回</li> </ul> <p>◆プロジェクトチーム会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校課、教育事務所、教育センター、幼保支援課による構成メンバーで取組強化のための協議実施（5回）</li> </ul>		<p>■モデル地域の取組成果をホームページ等で普及しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集合研修等ができず、実践力を身につけるための演習等が実施できなかった。</p> <p>→指導事務担当者会等で周知・徹底していく。</p> <p>■モデル地域への支援を中心に、実践の充実に向けた取組内容についての話し合いを行うことができた。</p> <p>→計画的に各市町村への説明や取組の実践例等を作成し、普及していく。</p>	
<p>●保幼小連携・接続の実施状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況調査実施（7月）</li> </ul>		<p>■新型コロナウイルス感染拡大防止のため連絡会等や交流活動が計画どおり実施できていない。</p> <p>→感染拡大防止に留意した実践例等を提案するなど、各市町村や園への支援を行う。</p>	

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④ 就学前教育におけるいじめの問題へ
		の取組の推進

事業 名称	園内研修支援事業	担当課室	幼保支援課
----------	----------	------	-------

概要	保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。
----	--

到達 目標 めざす姿	○ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合 80% (R1:62.6%)
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、各園でガイドライン等を活用して保育を振り返るとともに、各自の振り返りを基に話し合いを行い、園の保育を語り合うことの意義を引き続き周知していく必要がある。
--------------------	---

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●園内研修支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保支援アドバイザー等派遣：168回</li> </ul> </li> <li>●ブロック別研修支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保支援アドバイザー等派遣：102回</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、園内研修支援やブロック別研修支援が計画どおり進んでいない。 →感染拡大防止に留意しながら、研修支援を行い、ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善が進むよう取り組む。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		○自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

事業名称	青少年教育施設振興事業	担当課室	生涯学習課
------	-------------	------	-------

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達 目標 めざす姿	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。 ・県立青少年教育施設の青少年（25歳未満）の利用者数 172,000人以上 (H30実績 159,547人 R1実績 159,182人)
------------------	---

目標達成に向けた課題	○アンケート結果等に基づく事業の見直しや、学校等に出向いての積極的な広報等により利用促進を図っているが、少子化による児童・生徒数の減少に伴い、利用者数が伸び悩んでいる。
------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 魅力的な体験プログラムの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 主催事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年センター 6事業実施 (207人)</li> <li>・ 幡多青少年の家 7事業実施 (399人)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、日帰り日程に変更するなど工夫して事業を進めることができた。 →今後も、利用者が安心して参加できるよう事業を見直しながら実施していく。 →主催事業の実施(通年)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 積極的な広報活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校訪問等による事業チラシの配布や事業説明の実施</li> <li>・ 施設パンフレット及び事業チラシの配布(郵送等)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新型コロナウイルスの影響により、多くの参加を呼びかける状況になく、訪問によるPR等も控えざるを得なかった。 →今後は、新型コロナウイルス影響下における体験活動の有用性や、安心して参加していただけるよう工夫している点なども併せて周知していく。 →翌年度に向けての事業説明の実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 中1学級づくり合宿事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年センター 2校実施 (83人) (日帰り。うち1校は学校へ出張指導)</li> <li>・ 幡多青少年の家 8校実施 (280人) (うち5校は日帰り)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新型コロナウイルスの影響により、キャンセルが多く発生したが、日帰り日程への変更、学校へのお出張指導により実施した学校からは、例年どおり好評価を得た。 →翌年度実施内容の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校児童・生徒の自立支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不登校対策事業の実施 不登校児童等の自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図るため、野外体験活動の場を提供した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年センター 3回実施 (10人)</li> <li>・ 幡多青少年の家 2階実施 (31人)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた日程での実施ができなかった。 →今後は、感染拡大防止のため団体ごとに受け入れる等、実施方法の工夫・見直しを行いながら実施する。 →各施設2回程度実施予定</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関連機関が連携した取組の推進	①PTA や地域の関係団体との連携促進

事業名称	P T A 活動振興事業	担当課室	生涯学習課
------	--------------	------	-------

概要	<p>教育行政、学校、保護者が、協働して地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区において P T A の研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、P T A の具体的な活動につなげる。また、保幼小中高の連携した活動が多くの保護者の参画を得て活性化するように、関係者の取組を支援する。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な PTA 活動が推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTA ・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合 90%以上 (R1 75.4%)</li> <li>・ PTA ・教育行政研修会で学んだことを単位 PTA の取組につなげた割合 100% (R1 96%)</li> </ul>
------------------	---

目標達成に向 けた課題	<p>○PTA ・教育行政研修会は、参加者が年々増加している一方でアンケートにおける肯定的評価が低下傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会に対する肯定的評価の割合 H29 : 79.8% (733) →R1 : 75.3% (762)</li> </ul>
----------------	--

令和 2 年度 これまでの取組状況	検証 (■) と今後の取組 (→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● PTA ・教育行政研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ PTA ・教育行政研修会の開催</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策のため全 7 地区中 6 地区が開催中止となった。(5 月～8 月)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 研修目的を果たせる代替機会の確保が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>→各地区 PTA の研修会で一部実施可能か否かを教育事務所を通して検討する。</li> <li>→「高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム 2020」など PTA と関連が深い県主催の事業の周知を地区 PTA の役員に行い、事業への参加を促す。</li> </ul> </li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進	③地域ぐるみで子どもの育ちを支援する 体制づくり

事業名称	地域学校協働活動推進事業	担当課室	生涯学習課
------	--------------	------	-------

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働本部の実施率（小・中学校） R4 までに 100%（R1：92.4% 小学校 168 校、中学校 98 校、義務教育学校 2 校）</li> <li>・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 100%（R1：43.4% 小学校 88 校、中学校 38 校）</li> </ul>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>○設置状況は順調に進んでいるが、市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。</p> <p>○各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>
------------	---

令和 2 年度 これまでの取組状況	検証 (■) と今後の取組 (→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・4名配置</li> </ul> </li> <li>◆「事業状況調査票」を活用した進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働本部の実施率（小・中学校） (R2 見込み:94.2% 小 171 校、中 100 校、義務 2 校)</li> <li>・連携主事による学校等への助言訪問等回数 : 325 回 (11 月末現在) ※県版実施校含む</li> </ul> </li> <li>◆高知県地域学校協働活動研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部 11/10 開催 (ブロック別)</li> </ul> </li> <li>◆地域コーディネーター研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部 10/19、西部 10/20、東部 11/5 開催</li> <li>・会の中で『高知家』いじめ予防プログラム』を周知</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■R2 年度新規設置校への支援が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→学校の状況に応じ連携主事による訪問等を通じ、円滑な立ち上げへの支援を行う。</li> </ul> </li> <li>■市町村や学校によって活動内容に差がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→学校や地域の状況に応じ、実践ハンドブックの活用などによる学校等への助言を行う。</li> </ul> </li> <li>■新型コロナウイルス感染症の状況に応じて対応を検討し、開催する場合は感染予防に留意が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→高知県地域学校協働活動ブロック別研修会開催 (西部 2/12、東部 2/16 開催予定)</li> </ul> </li> <li>■地域コーディネーター研修会参加者に対して『高知家』いじめ予防等プログラム』の紹介ができた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→プログラムの活用を希望する地域があれば、所管課の職員が説明等行うことが可能。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高知県版地域学校協働本部への展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆民生・児童委員との連携促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携指導主事との情報共有 (5 月)</li> </ul> </li> <li>◆地域や学校における資源や特色を生かした協働活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2 設置計画：小 131/187、中 59/101、 義務教育学校 0/2、実施率 66%</li> <li>・校長会等において県全体の設置計画に基づいた取組方針に関する資料を配付 (4～5 月)</li> </ul> </li> <li>◆指導主事を中心とした学校訪問等を通じた個別支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携主事による学校等への助言訪問等回数 : 73 回 (11 月末現在)</li> </ul> </li> <li>◆市町村訪問等により実施状況の検証・見直しを実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民生・児童委員の活動への参画を維持していく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→新型コロナウイルスの影響で、民生・児童委員の参画が困難となっている本部に関係する学校や地区民生委員協議会等に対し、引き続き事業周知や個別支援を実施する。</li> </ul> </li> <li>■各市町村の取組が円滑に進むよう、県として支援が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→連携主事による学校訪問等を通じた個別支援を行う。</li> </ul> </li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(2) 教職員が子どもと向き合うことのできる体制整備	

事業名称	運動部活動の充実と運営の適正化	担当課室	保健体育課
------	-----------------	------	-------

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。</li> <li>○各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。</li> <li>○各県立学校の部活動において、「部員間での人権を踏みにじるような言動や理不尽(不合理)な決まりごと等」の有無を調査し、明らかになった事案について、解決に向けた手立てを講じる。</li> </ul>
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要とされる適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。</li> <li>○運動部活動指導員を配置することにより、配置された部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導員を配置した部において、部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合 50%以上</li> </ul> </li> <li>○各県立学校の全ての部活動において、上記概要に該当する事案がなくなる。該当する事案があった場合は、学校及び部活動内で速やかにその対応策を話し合い実行に移して、早期解決を図る。</li> </ul>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあるが全国平均を上回っていること。 中学校：男子 833.8分(全国 812.8分) 女子 833.6分(全国 821.1分)</li> <li>○教員の大会引率に係る長時間勤務や運動部活動指導員の配置拡大のための人材確保。</li> <li>○「人権を踏みにじるような言動や理不尽な決まりごと」は、顧問やその他の教職員の目が届かないところで行われていると考えられるため、学校生活の様子だけでは、気づいたり発見したりすることは困難であること。</li> <li>○生徒への顧問の関わり方において、教員自身が正しい人権感覚のもと、風通しのよい部活動が行えるような創意工夫が必要であること。</li> </ul>
------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「これからの部活動の在り方検討委員会」の実施 第1回：8/5 第2回：11/13 第3回：2/16(予定)</li> <li>●運動部活動課題解決研修会の開催 12/7～12/16 オンデマンド研修 「部活動における生徒自治の導き方」神谷拓(関西大学)</li> <li>●部活動の適正化に関する調査の実施 中間報告：10月中旬に4月から9月までの活動実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運動部活動の運営の適正化及び今後の部活動運営の在り方等について協議することができた。 →スポーツ庁が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について、協議を進めていく。</li> <li>■ガイドラインに基づく部活動の適正な運営、生徒自治の導き方等について、理解を深めることができた。 →各校において、適正な運営等につなげていく。</li> <li>■県立学校においては、適切な練習時間・休養日等が設定され、毎月の計画に沿った活動ができています。 →1年間の実績報告を翌年4月初旬に集計する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運動部活動指導員の配置 ・中学校：21校 52部(37名) ・高等学校：18校 34部(35名)</li> <li>●研修の実施 ・配置に係る研修 ・運動部活動指導員・支援員(外部指導者)研修会 12/7～12/16 オンデマンド研修 矢野宏光(高知大学) 中森徹(スポーツ科学センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■指導員を配置することで、顧問教員の部活動に係る負担を軽減し、運営の適正化を進めることができています。 →来年度の配置について、各市町村、県立学校の意向を確認し、更なる増員に向けた取組を進める。</li> <li>■運動部活動の在り方や指導上留意すべき点など、学校教育の一環としての部活動について、理解を深めることができた。 →各校において、適正な運営等につなげていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケート調査の実施 ・各県立学校に依頼(1月予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■未実施 →アンケート調査の結果を集計し、報告事案があった場合は一定期間を設け、当該校における経過について報告書の提出又はヒアリングを実施し実態把握に努める。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	② いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業 名称	心の教育センター相談支援事業	担当課室	高知県心の教育 センター
----------	----------------	------	-----------------

概要	心の教育センターに、専門性を有するスクールカウンセラー（以下、SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。県東部・西部地域で心の教育センターの相談活動を定期的に行うとともに、心の教育センターを日曜日に開所し、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。教育支援センターを訪問し、支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率 100%（R1.12月末：40.9%） ・心の教育センター東部・西部地域相談活動、日曜開所相談対応率 100%
------------------	--

目標達成に向けた課題	○心の教育センターより遠距離（東部、西部地域）のために、来所が難しい相談者に対する相談体制を整備する必要がある。 ・心の教育センター全相談にしめる東部地域（香美市、香南市を除く）、西部地域の割合 H30：東部地域 3.5%、西部地域 0.9% R1：東部地域 5.6%、西部地域 4.5% ○日曜日の相談ニーズが高いと思われる。 ・H30 心の教育センター 休日夜間電話相談件数（月～金平均：55件、土：64件、日：101件） ○教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率 ・R1 心の教育センターが訪問して支援会、ケース検討会等の実施率 72.7%
------------	---

令和2年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<p>●心の教育センター相談活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆来所相談、電話相談、メール相談等への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所相談受理件数：428件、延べ件数：1308件</li> <li>・電話相談：752件、メール相談：102件</li> <li>・こうち高校生 LINE 相談：相談対応件数 311件</li> </ul> </li> <li>◆日曜日開所、東部、西部相談室の開室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日開所：33日開所、延べ件数：251件</li> <li>・東部相談室開室：20日開室、延べ件数：41件</li> <li>・西部相談室開室：20日開室、延べ件数：8件 (12月末)</li> </ul> </li> </ul>	<p>■多様な相談を一元的に受理し、相談者に寄り添いながら、ケースによっては学校や関係機関と連携し、課題に応じた対応を行っている。 →全職員が参加してのケース会や所内会、スーパーバイズの実施を継続することで、各職員の専門性や支援力の向上を図り、相談ニーズや課題状況に即した有効な支援を講じていく。 →電話、メール等の相談を可能な範囲で来所相談につなげていく。</p> <p>■日曜日開所での相談対応件数は6月以降1日平均約9件であり、休日開所における相談窓口の利用ニーズは高まっている。 →11月下旬から、土曜日開所（月2回）に試行的に取り組む。</p> <p>■東部相談室は来所相談や支援会等一定のニーズがあるが、西部相談室での対応件数は少ない。 →教育委員会、学校、教育支援センター等への周知等、活用に向けての働きかけを継続して行っていく。</p>
<p>●学校の支援体制の充実に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所による学校との支援会：80回</li> <li>・訪問による学校との支援会：72回</li> <li>・学校等からの依頼による研修会：23回 (12月末)</li> </ul>	<p>■支援会への参加や研修会での講話など、それぞれの学校からの要請や課題に応じた対応を行っている。 →今後も、学校からの要請に対して、SCやSSW、指導主事がチームで対応し、課題事象を多面的な視点で捉えながら、有効な手立てのあり方等についての助言を行っていく。研修、支援会等の中で、「いじめプログラム」を活用していく。</p>
<p>●教育支援センターの相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援センター訪問支援：全22ヶ所訪問</li> <li>・支援会、ケース検討会等の実施率 90.9%</li> <li>・Webによるブロック会議：1回（6機関参加）</li> <li>・Webによる教育支援センター支援：4回（4機関） (12月末)</li> </ul>	<p>■全ての教育支援センターへの訪問及びブロック別研修会等で連携を深め、個別の相談ケースにも対応している。</p> <p>■「新しい生活様式」を踏まえ、Webを活用した教育支援センター支援会を検討する必要がある。 →Web会議システムによる相談支援を実施するなど、相談ニーズに適切に対応できる支援環境を整える。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		ウ教職員の資質能力の向上 (集合研修の充実)

事業 名称	研修事業等	担当課室	教育センター
----------	-------	------	--------

概要	教育センター主催の各校種等に義務付けられた研修や任意に受講する研修において、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営に関する講義・演習を実施し、教職員の認識を深め、指導力の向上を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿	<p>○各学校において、教職員一人一人が人権教育の重要性を理解している。</p> <p>○学校経営や学級経営及び、各教科等の授業実践時に全教職員が共通理解をし、組織的に人権教育を推進している。</p> <p>・各研修における受講者アンケート評価平均 (4 件法)</p> <p>「人権感覚の育成につながる内容である」: 3.5 以上</p> <p>「人権教育の推進に生かせる内容である」: 3.5 以上</p>
------------------	---

目標達成 に向けた 課題	○各学校等の実態に応じた人権教育実践が行われているが、人権教育推進体制等については、温度差もある。
--------------------	---

	令和 2 年度 これまでの取組状況	検証 (■) と今後の取組 (→)
実施 内容	<p>●各校種の教職員に義務づけられた基本研修のなかで、人権感覚を高め、人権教育を基盤とした学校経営や学級経営、教科経営等が実施できるような人権教育に関する研修を実施する。</p> <p>◆臨時的任用教員研修 (4 月: オンデマンド)</p> <p>◆初任者研修、新規採用養護教諭・栄養教諭・実習助手研修 (9 月、10 月: オンデマンド)</p> <p>◆中堅教諭等資質向上研修 (9 月)</p> <p>◆管理職等育成プログラム (「高知家」いじめ予防等プログラムの周知を含む・11~1 月: オンデマンド)</p> <p>◆幼保研修 基礎研修 (6・8・11・1 月)</p>	<p>■若年教職員・臨時的任用教員に対する研修では、日々の実践を振り返る様子が見られ、自己の人権感覚を高める意識の向上がうかがえる。中堅教諭等に対する研修では、人権感覚の高まりや研修の学びを教育活動に生かす意識の向上が見られた。(アンケート評価平均: 3.7) 管理職 (教頭・主幹教諭・指導教諭) に対しては、現在「人権が大切にされる学校づくりに向けて」等のオンデマンド研修を配信中である。保育者 (新規採用、中堅、主任保育士、教頭、所長、園長) に対しては「乳幼児からの人権教育」の講義・演習を研修で実施し、人権感覚の向上を図った。</p> <p>→今後も教職員のライフステージを踏まえた研修を実施し、人権感覚の向上を図る。</p>
	<p>●任意に受講する専門研修において、教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育における実践的指導力向上を図る研修を実施する。</p> <p>◆人権教育セミナー (8・10 月)</p> <p>◆人権教育実践スキルアップ講座 (8 月)</p>	<p>■人権教育セミナーの受講者アンケート「人権感覚が高まり、今後の教育実践に生かせる内容」の評価平均は 3.8 と高く、人権教育の推進に生かせる内容であったと考えられる。また、人権教育実践スキルアップ講座の受講者 (アンケート評価平均: 3.2) は講義を踏まえ、人権課題を取り扱った学習指導案の作成、検討等を行い、人権感覚の向上を図った。</p> <p>→次年度も人権教育における実践的指導力向上につながる研修を実施し、人権教育の推進を図る。</p>

<b>いじめ防止 基本方針</b>	(7) 私立学校に対する支援	人権教育の推進
-----------------------	----------------	---------

<b>事業 名称</b>	私立学校人権教育指導業務委託事業	<b>担当課室</b>	私学・大学支援課
------------------	------------------	-------------	----------

<b>概要</b>	私立学校における人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を(公財)高知県人権啓発センターに委託する。
-----------	--

<b>到達 目標 めざす姿</b>	私立学校の教職員が人権に対する知識を深めるとともに人権意識を高め、それを日々の教育活動に活かしている。
---------------------------	---

<b>目標達成に向けた課題</b>	・平成 31 年 4 月開設の小学校において、令和元年度人権教育研修への参加がなかったため、令和 2 年度からは全ての私立学校の教員が参加できるよう促していく。
-------------------	--

令和 2 年度 これまでの取組状況	検証 (■) と今後の取組 (→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校訪問による助言・指導 (12 月末現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期訪問：11 校×2 回=22 回 (新型コロナウイルスの影響により 1 学期の訪問は中止)</li> <li>・ 要請による訪問：3 回 (1 校)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各学校における人権課題や人権教育年間計画等に対し助言・指導を行うことができた。 →引き続き、2 月に各法人 1 回ずつ計 11 回訪問予定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研修会 (県主催) の実施 (年 3 回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5/29 管理職研修：中止</li> <li>・ 8/7 人権教育基礎研修：43 名参加</li> <li>・ 10/8 人権教育主任等研修：16 名参加</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 私立学校における私立学校の教員の人権意識や資質の向上が図られた。</li> <li>■ 昨年度に参加がなかった H31 年 4 月開設の小学校からも参加があった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会」の自主的な活動に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 研修会 (協議会主催) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5/29 第 1 回研修会：中止</li> <li>・ 8/20 第 2 回研修会：中止、新任用研修会：13 人参加</li> <li>・ 11/26 公開授業：51 人参加</li> </ul> </li> <li>◆ 事務局通信「きづな」の発行 (10 月)</li> <li>◆ 事務局会の開催 (4 月、7 月、10 月、11 月)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各学校の教員で構成し人権教育の推進を目的として設立された協議会に対する助言や、協議会主催の研修会の実施を支援し、協議会の自主的かつ積極的な運営が図られた。 →・ 3/4 各実践発表、研修報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 月に事務局通信「きづな」を発行</li> <li>・ 2 月に事務局会を開催、各校の人権教育年間計画・実践報告集を作成・配布</li> </ul> </li> </ul>

<b>いじめ防止 基本方針</b>	(7) 私立学校に対する支援	いじめ防止等の取組の推進
-----------------------	----------------	--------------

<b>事業 名称</b>	財政上の支援	<b>担当課室</b>	私学・大学支援課
------------------	--------	-------------	----------

<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「私立学校教育改革推進事業費補助金」により私立学校におけるいじめ等を未然に防止する取組（スクールカウンセラー等の活用等）を支援</li> <li>・「私立学校運営費補助金」により私立学校における人権教育推進に係る経費に対し優先的に配分</li> </ul>
-----------	--

<b>到達 目標 めざす姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各私立学校において、いじめ等にあった生徒が相談しやすい体制が整備されている。</li> <li>・人権教育推進に取組みやすい（研修等に参加しやすい）環境が整備されている。</li> </ul>
---------------------------	--

<b>目標達成に向けた課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての私立学校においてスクールカウンセラーが配置されている。</li> <li>・昨年度に新設された1校において、人権教育研修会への参加がなかったため、全ての私立学校が参加できるよう促していく。</li> </ul>
-------------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●私立学校運営費補助金</li> <li>・教育相談体制の整備(スクールカウンセラーの雇用等)に係る経費、人権教育推進に係る経費について、各学校からの申請に基づき交付。(12/10に全体の70%を概算払)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金の利用により、全ての私立学校においてスクールカウンセラーが配置され、生徒が相談できる体制が整備されている。</li> <li>→引き続き制度の利用による相談体制の整備や人権研修会への参加を促していく。</li> </ul>

<b>いじめ防止 基本方針</b>	(7) 私立学校に対する支援	いじめ防止等の取組の推進
-----------------------	----------------	--------------

<b>事業 名称</b>	いじめ問題等に係る学校サポート専門家チーム派遣事業	<b>担当課室</b>	私学・大学支援課
------------------	---------------------------	-------------	----------

<b>概要</b>	いじめ問題等において私立学校が対応に苦慮することが予想される事案等に対して、私学・大学支援課に「学校サポート専門家チーム」を設置し、学校の要請に応じて、専門的な見地から、問題の改善・解決に向けた具体的な助言を行う。
-----------	---

<b>到達 目標</b> めざす姿	学校で対応に苦慮するような事案について、専門家の意見を取り入れながら、速やかな問題の改善・解決に努める。
--------------------------	--

<b>目標達成に向けた課題</b>	学校訪問時など、折を見て事業の紹介や説明を行い、周知を図っているが、平成 30 年度以降は学校からの要請がない。(全ての学校においてカウンセラーが配置(雇用)されていることから、学校内で問題解決が図られているものと思われる。)
-------------------	---

令和 2 年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「学校サポート専門家チーム」委員の派遣</li> <li>・ 学校訪問時など、折を見て事業の紹介や説明を行い周知を図っているが、12 月末現在、学校からの要請はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現在のところ、学校からの要請はない。学校内で問題解決が図られているものと思われる。</li> <li>→引き続き事業を実施</li> </ul>

<b>いじめ防止 基本方針</b>	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	
-----------------------	------------------------------------	--

<b>事業名称</b>	「2020人権週間」広報啓発事業	<b>担当課室</b>	人権課
-------------	------------------	-------------	-----

<b>概要</b>	<p>身の回りにあるさまざまな人権問題について、県民の理解と関心を深めてもらうとともに、一人ひとりが人権問題の解決に向けて自らの課題として取り組めるよう、毎年、人権週間（12月4日～10日）にあわせて「じんけんふれあいフェスタ」を開催してきた。</p> <p>しかしながら、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来のイベント方式ではなく、マスメディアによる広報はもとより、「人権週間」特設WEBサイトの開設やSNSを活用した情報発信などの新たな啓発事業を実施する。</p>
-----------	---

<b>到達 目標 めざす姿</b>	いじめ問題など身近な人権問題に対する県民の関心が高まり、人権問題に対する正しい理解と認識が深まる。
---------------------------	---

<b>目標達成に向けた課題</b>	県民が人権問題について考えるきっかけとなるよう内容を充実させるとともに、出来るだけ多くの方、若年層を含め幅広く情報に触れてもらえるよう情報発信の方法を工夫をしていくことが求められる。
-------------------	---

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>【「2020人権週間」広報啓発事業】</p> <p>広報啓発期間：11月20日～翌2月28日</p> <p>(1) 特設WEBサイトの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「オンラインじんけんフェスタ」(う～みトーク&amp;ライブ等)の開催</li> <li>・マンガで知る人権のこと(マンガパネル)</li> <li>・こころん紙芝居(人権紙芝居読み聞かせ動画)</li> <li>・人権メッセージ動画</li> <li>・相談窓口等の紹介 など</li> </ul> <p>(2) マスメディアやSNSによる広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオ、新聞(人権週間CM)</li> <li>・Facebook、twitterでの情報発信</li> </ul> <p>(3) 人権マンガパネル展</p> <p>イオン高知 12月1日～12月10日</p> <p>(4) 電車広告やサイネージ広告</p> <p>人権週間CM 11月27日～12月10日</p>	<p>■ いじめ問題など「子どもの人権」は、県民に身近な人権課題のひとつであり、当該事業においては、マンガパネルの作成・展示やオンラインじんけんライブの開催、高知ユナイテッドSCキャプテンからの人権メッセージ動画、SNSを活用した情報発信など、若年者層を強く意識した事業内容としている。</p> <p>→ 今後は、事業の成果を検証するとともに、今回作成した特設ホームページやSNSでの情報発信の手法やコンテンツの有効活用の検討をしていく。</p> <p>なお、来年度は「じんけんふれあいフェスタ」の開催とともに、今年度開設した特設ホームページの運営も予定している。</p>

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業名称	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動事業	担当課室	人権課
------	------------------------	------	-----

概要	子どもたちを対象とした人権啓発事業として、人権サッカー教室及び人権野球教室、ボッチャ体験教室を開催してきたが、本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、高知ファイティングドッグス（野球）及び高知ユナイテッド SC（サッカー）の冠協賛試合を実施し、観客に向けた広報啓発を行った。
----	---

到達 目標 めざす姿	いじめ問題など身近な人権問題に対する県民の関心が高まり、人権問題に対する正しい理解と認識が深まる。
------------------	---

目標達成に向けた課題	若年者層を対象とする広報啓発において、スポーツ組織と連携協力した取組は効果的なものであるが、参加者や観戦者を対象としているため、より多くの方を対象とするための工夫が求められる。
------------	--

令和 2 年度 これまでの取組状況	検証 (■) と今後の取組 (→)
<p>【スポーツ組織との協働事業】</p> <p>冠協賛試合の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10月20日（火）高知市営球場 来場 2 2 1 名 高知ファイティングドッグス 対 香川オリーブガイナース</li> <li>・ 11月8日（日）春野総合運動公園 来場 496 名 高知ユナイテッド SC 対 MIO びわこ滋賀</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高知ユナイテッド SC キャプテンの人権メッセージやマスコットキャラクター「こころん」を活用した広報など、観客や子どもたちにわかりやすい情報発信を行った。</li> <li>→ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、観客数は例年より少ない結果となったが、今後はより多くの方に情報を届けられるよう工夫していく。</li> </ul> <p>なお、来年度は子どもたちを対象とした人権野球教室等を開催することとしている。</p>

いじめ防止 基本方針	(6) 県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進	

事業名称	人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業（ハートフルセミナー）	担当課室	人権課
------	---------------------------------	------	-----

概要	県民を対象に人権啓発に関わる研修講座を開催し、人権問題に対する興味・関心を高め、人権尊重の職場づくり、地域社会づくりに資する。本年度は3回開催予定。
----	--

到達 目標 めざす姿	いじめ問題など身近な人権問題に対する県民の関心が高まり、人権問題に対する正しい理解と認識が深まる。
------------------	---

目標達成に向けた課題	効果的な研修内容とするため、テーマや研修講師の選定など事業内容の充実が求められる。
------------	---

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>権啓発研修ハートフルセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月2日(日) 映画上映 参加者88名 映画「グリーンブック」</li> <li>・10月25日(日) 講演会 参加者70名 「子ども虐待のない社会をつくるために～叩かない子育てを応援する～」 講師 高祖常子</li> <li>・1月24日(日) 予定 講演会 定員100名 「インターネットと人とのかかわり合い～突然、僕は殺人犯にされた～」 講師 スマイリーキクチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ いじめ問題を直接的なテーマとしていないが、子どもの虐待やインターネットにおける人権侵害など、若年者層に関係の深いテーマを選定し、事業を実施した。</li> <li>→ 今後は、広報誌「こころんだより」の掲載記事なども含め、社会情勢に応じたテーマの選定等を行い、より効果的な広報啓発を実施していく。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		イ 相談支援体制の整備・充実

事業名称	児童相談所等による相談対応	担当課室	児童家庭課
------	---------------	------	-------

概要	児童相談所及び市町村の要保護児童対策地域協議会等が、学校等関係機関と連携を図りつつ子どもや保護者からの相談等に対応する。
----	--

到達 目標 めざす姿	学校等関係機関と連携強化を図りながら、子どもや保護者からの各種相談への対応が、迅速かつ適切に行われている。
------------------	---

目標達成に向けた課題	1 児童相談所の相談支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所職員の専門性強化</li> <li>関係支援機関との連携強化と情報共有</li> </ul> 2 市町村における児童家庭相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の活動強化</li> <li>市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進</li> <li>市町村職員の専門性の強化</li> </ul>
------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
○児童相談業務 中央児童相談所(27市町村所管) 幡多児童相談所(7市町村所管) <ul style="list-style-type: none"> <li>電話相談事業(子どもと家庭の110番、年末年始を除く毎日)</li> <li>児童相談所における休日・夜間における電話対応</li> </ul>	■2箇所の児童相談所と「子どもと家庭の110番」(社会福祉法人へ委託)において子どもや保護者からの各種相談に対応している。 →引き続き適切な相談対応及び学校等関係機関との連携・情報共有を行っていく。
○児童相談所職員等の専門性の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門家の招へいなどによる研修等を実施</li> <li>警察や各市町村(要保護児童対策地域協議会)などとの定期的な情報共有</li> </ul>	■外部専門家の招へいによる研修で児童相談所職員の専門性強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の実務者会や個別ケース検討会等を通じて関係機関との情報共有を行っている。 →引き続き児童相談所職員の専門性強化に向けた研修、関係機関との情報共有を行い、適切な支援の実施につなげていく。
○各市町村(要保護児童対策地域協議会)への積極的な支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>経験年数や職階に応じた実践的な研修の実施</li> <li>市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言</li> <li>市町村の子ども家庭総合支援拠点の機能強化に向けた実地研修などを実施</li> </ul>	■外部専門家等を講師とした市町村職員向け研修や訪問による市町村管理ケースに係る指導・助言を実施した。(11月末現在:研修8回、訪問延べ40回) →引き続き市町村に対する積極的な支援を行い、市町村における対応力強化を図っていく。

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進	③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり
---------------	-----------------------------	--------------------------

事業名称	地域における子どもの居場所づくり	担当課室	児童家庭課
------	------------------	------	-------

概要	食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」として、支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保する。
----	--

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度中に新たに10箇所の子ども食堂を開設する。(R5年度末までに県内120箇所まで拡大する。)</li> <li>・真に支援が必要な子どもたちを適切な支援機関につなげるためのネットワーク構築(4市)</li> </ul>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○未開設地域での開設及び定期開催を行う子ども食堂のさらなる拡充</li> <li>○食事の提供や集いの場に留まらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援</li> <li>○居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築</li> </ul>
------------	---

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども食堂の立ち上げおよび運営の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子ども食堂支援事業費補助金による開設経費、運営経費等の支援</li> <li>◆食堂の立ち上げを検討する団体への開設支援</li> <li>◆企業等から提供された食材の提供支援の仕組みづくり</li> <li>◆子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(10月、4会場)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■R2.2月以降、感染症の影響により多くの食堂が活動休止となった。ネットワーク会議で感染症対策の方法を共有したほか、8月には補助金のメニューに感染症対策経費を追加する等の支援を行い、6割の食堂が活動を再開した。(R2.11月時点)</li> <li>また、4箇所の食堂が新たに開設された。</li> <li>→引き続き、感染防止対策を行いながら活動を継続できるよう、各食堂の状況に応じた支援を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●見守り機能の充実や家庭の教育力の向上につなげる取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆スタッフ養成講座(衛生管理、子育て支援に関する講座)の開催(10月、4会場) ※ネットワーク会議と同日開催</li> <li>◆補助金のメニューで子育て・学習支援経費を補助</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■スタッフ養成講座で子ども支援ポイントおよび支援機関との連携について学び、子ども食堂の見守り機能の充実につなげた。</li> <li>また、食堂では食育の講座等、家庭の教育力の向上へつながる取組がなされた。</li> <li>→子ども食堂が地域の見守りの場としての機能を充実できるよう、引き続きスタッフのスキルアップを図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援が必要な子どもを支援機関へつなぐ取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域コーディネーター等を活用した市町村、市町村社協、地域の支援機関と子ども食堂の地域連絡会の開催(2箇所、R3.1~2月予定)</li> <li>◆スクールソーシャルワーカー等と子ども食堂との情報交換会の開催(2箇所、R3.1~2月予定)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■支援が必要な子どもを地域の支援機関へつなぐことができるよう、日頃から相談しやすい関係を構築し、地域で子どもを見守るネットワークを構築するため、市町村ごとに子ども食堂と民生委員・児童委員、市町村社協等支援機関との連絡会を実施する予定である。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止

事業名称	いじめの防止, 思いやりの心を育むための事業	担当課室	高知地方務局 人権擁護課
------	------------------------	------	-----------------

概要	<p>人権擁護委員が中心となり, 園児, 小学生, 中学生, 高校生らを対象に人権教室を実施することで, いじめ等について一緒に考える機会をもっている。更に, 小学校高学年, 中学生及び高校生については, 人権作文コンテストを実施することで, いじめ等について考える機会をもつほか, 思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を育む取組を行っている。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>人権教室については, できる限り多くの幼稚園, 小学校・中学校・高校で実施する。</p> <p>人権作文コンテストについては, できる限り多くの小・中・高校に参加してもらう。</p> <p>なお, 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から, 人権教室については, 現在, 積極的に実施依頼を行うことができず, また, 令和2年度の人権作文コンテストについては延期(中止)となっている。</p>
------------------	--

目標達成に向けた課題	<p>取組校数を増やすため, 各学校等に対し, 人権教室及び人権作文コンテストの更なる普及活動が必要である。</p>
------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<p>緊急事態宣言が解除された以降も, 新型コロナウイルス感染症の学校への影響から, 人権擁護委員の側から学校に対して積極的に人権教室開催の依頼はできない状況にあるが, 学校からの要請があれば, 感染防止対策を施しながら行うというスタンスで学校等に出向いて実施している。</p>	<p>昨年度に比べて開催回数が大幅に減少している。</p> <p>次年度も, 現在の取組状況が大幅に改善されることは見込めないことから, 学校に直接要請するのは困難であるので, 教育委員会や各種連絡会等を通じて学校に働き掛けながら, 引き続き, 現在のスタンスで取り組むこととしたい。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症で学校の授業等に影響等が出ていること等を踏まえ, 本年度における法務省の第40回全国人権作文コンテストが延期されたことから, 高知県人権作文コンテストについても延期(中止)を決定した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により, 人権の擁護等に関する児童・生徒らの様々な思いが募っている可能性があることから, 次年度における取組の際には, 取組校数を更に増やすとともに, 児童・生徒らから, 多くの作品が提出されるよう取り組むこととしたい。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業名称	いじめの早期発見及び被害者の救済事業	担当課室	高知地方法務局 人権擁護課
------	--------------------	------	------------------

概要	<p>法務省の人権擁護機関（高知地方法務局等）では、子どもが相談しやすい体制を整えるために、全国（県内）の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター（便箋兼封筒）を配布し、教員や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを把握し、被害者（子ども）の救済に当たっている。また、子どもの人権 110 番（無料）による相談電話の番号の周知・広報活動も行っている。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿	<p>全国（高知県）の全ての小・中学校に周知し、教員や保護者らに相談できないような人権問題、いじめ等があった場合には、いつでも相談できるということを全児童・生徒らに認識してもらう。</p> <p>いじめ等、人権侵犯の疑いのある相談について、関係機関等と連携して、早期救済を図る。</p>
------------------	---

目標達成に向けた課題	<p>各学校長、教員等においても当該活動の重要性を認識してもらう必要がある。</p> <p>早期救済を図るため、関係機関等との連携体制を強化する必要がある。</p>
------------	--

令和 2 年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<p>一部テレビ局において、新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題について、子どもの人権 110 番電話で相談を受けていることを広報・周知した。また、8月下旬から9月上旬にかけて、子どもの人権 110 番電話強化週間を実施した</p>	<p>次年度においても、現在の新型コロナウイルス感染症の影響が大きく改善することは見込めないことから、非接触の啓発、周知広報等により、いじめの早期発見及び救済に取り組みたいと考えている。</p>
<p>高知市いじめ問題対策協議会において、高知市の教育機関等の関係機関との連携強化に取り組んだ。</p> <p>また、SOS ミニレターは、6月中旬以降、順次、各学校に直送され、各学校の児童・生徒らに対して周知に取り組むとともに、救済活動を行った。</p>	<p>SOS ミニレターの内容は、秘密の取扱いであるが、緊急性が疑われる事案については、関係機関と連携して救済活動を行った。</p> <p>次年度も、左記の取組を含めて継続するとともに、関係機関との連携強化を図りたい。</p> <p>また、SOS ミニレターの学校への設置を拡大したいと考えている。</p>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	①いじめの防止
		③いじめへの対処

事業 名称	非行防止教室	担当課室	少年女性安全 対策課
----------	--------	------	---------------

概要	学校における非行防止教室（非行防止・情報モラル・いじめの防止等）を実施することで、児童生徒の規範意識の醸成を図りいじめの未然防止を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿	○学校と協働し、学校の実情やニーズに応じた出前授業を行い、規範意識の醸成を図ることにより、児童・生徒のいじめ防止等に対する意識を高める。 ○県内の全ての学校で非行防止教室を実施する。
------------------	--

目標達成に向けた課題	○当該事業は、学校からの依頼に基づき実施しているが、類似事業を実施している関係機関もあり、学校・関係機関との連携が課題となっている。 ○情報モラル等、専門的知識も必要となるため、職員の実務能力の向上・育成が課題となっている。 ○新型コロナウイルスの影響により、児童生徒や保護者を集めての教室実施が困難となっている。
------------	---

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●非行防止教室の実施等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年中、123小学校、73中学校、23高校において実施(新型コロナウイルス感染による「いじめ」に対する要請はなし。)</li> <li>・少年サポートセンター及び各警察署の少年担当職員に対して「高知家」いじめ予防等プログラムの周知を図った</li> <li>・県警察 HP 内に、県警察が取り組んでいる非行防止教室の活動について掲載</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教室実施校数は、昨年と比較して小学校-33校、中学校-13校、高校-11校と減少している。 →非行防止教室は対面実施が原則であるが、学校側からのニーズに応じて、遠隔方式での実施も検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者等への情報モラル啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年中、60回、3169人に対して実施</li> </ul> </li> <li>●いじめトラブルへの助言・指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する相談に対し、必要に応じて関係機関と情報共有して対応した。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者等への情報モラル啓発活動は、昨年と比較して-24回、-392人と減少している。 →引き続き、様々な機会を捉えた啓発活動を推進する。</li> <li>■いじめトラブルの相談は、相談者の意向も踏まえ、学校等の関係機関と連携を取りながら対応している。 →引き続き、適切な対応を推進する。</li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(1) 学校が主体となって進める取組への支援	②いじめの早期発見
		③いじめへの対処

事業 名称	被害少年・加害少年対策	担当課室	少女女性安全 対策課
----------	-------------	------	---------------

概要	相談専用電話「ヤングテレホン」を通したいじめの早期発見と、カウンセリング等による被害少年やその保護者等の精神的ダメージの軽減、加害少年への立ち直り支援を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ相談を受理した場合、内容に応じて、学校等関係機関と連携しながら適切な対処にあたる。</li> <li>○関係する児童生徒や保護者の心の安定を図るとともに、日常生活への回復に向けた助言を行う。</li> </ul>
------------------	---

目標達成 に向けた課題	○相談専用電話「ヤングテレホン」の認知度が低いことが課題となっている。
----------------	-------------------------------------

令和2年度 これまでの取組状況	検証(■)と今後の取組(→)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●少年相談専用電話「ヤングテレホン」の周知に向けた広報の実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・RKCラジオ広報 4回</li> <li>・チラシ・連絡先カード等配布 2,309枚</li> </ul> </li> <li>●いじめ相談を受理した場合、学校等と連携しながら適切な対処にあたる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングテレホンでのいじめに関する相談は無かった。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■令和2年における、ヤングテレホンへの相談数は19件(前年比-11件)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→非行防止教室実施時等に連絡先カード等を配付し、児童生徒への周知を徹底する。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害少年やその家族からの要望を受けた場合、被害少年カウンセリングアドバイザーによるカウンセリング等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ被害が主訴での要支援少年は1人。対応にかかるスーパーバイズ1回。</li> </ul> </li> <li>●加害少年やその家族からの要望を受けた場合、少年補導職員等による当該少年の立ち直り支援活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要望なし</li> </ul> </li> <li>●状況によって、心理的所見を有する高知少年鑑別所等の知見を活用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活用なし。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■要支援少年等の状況に応じた支援を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→今後も必要に応じて、アドバイザーからのカウンセリング等を受ける。</li> </ul> </li> </ul>

いじめ防止 基本方針	(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組 の推進	④就学前教育におけるいじめの問題への 取組の推進

事業 名称	親子の絆教室	担当課室	少年女性安全 対策課
----------	--------	------	---------------

概要	県内の幼稚園・保育所において園児の保護者等に対し、子どもの規範意識の醸成のため、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発する「親子の絆教室」を実施する。
----	--

到達 目標 めざす姿	○3年（令和2年～4年）で県内すべての幼稚園・保育所（279園）を一巡する。
------------------	--

目標達成に向けた課題	○新型コロナウイルスの影響により、保護者等を集めての教室実施が困難となっている。
------------	--

令和2年度 これまでの取組状況	検証（■）と今後の取組（→）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「親子の絆教室」の実施（第4期R2～） <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内279園中197園で実施（R2）</li> <li>※新型コロナウイルス対策により、リーフレット配布等による代替措置を含む</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■3年間で県内279園の一巡を目標としており、令和2年中に70.6%（代替措置含む）で実施した。</li> <li>→新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、できる限り対面での活動を進めていく。</li> </ul>